

公益財団法人横浜企業経営支援財団発注情報詳細

平成30年2月5日発行

番号	横企総務第146号	
入札方法	入札書の持参による一般競争入札（条件付）	
件名	保有施設の利活用等アドバイザー業務	
納入/履行場所	当財団事業所内 ほか	
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 保有施設に係る利活用等調査及び相談・助言等 2 保有施設に売却検討物件が生じた場合に関する処理案の策定及び売却に関する業務 3 上記業務に付随・関連し、委託者と受託者が合意するその他の業務 	
納入/履行期間	<p>契約締結の日から平成30年3月31日まで</p> <p>ただし、委託者又は受託者が、相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件で3か月間契約が更新されるものとし、以後同様とする。</p>	
調査基準価格	-	
最低制限価格	-	
入札参加資格	次の条件を全て満たす者。	
	所在地 その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市内に本店（主たる営業所）、支店等を有する者であって、次のいずれかに該当する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市と「横浜市有地の媒介に関する協定」及び「覚書」を締結している者（当該者が公益社団法人である場合は、当該法人の構成員を含む。）。 (2) 平成29・30年度の横浜市における一般競争入札有資格者名簿に登録されている者で、種目「その他の委託等」を第1位としており、かつ、細目Z「その他の委託等」の中に「売買仲介」を含んでいる者。 (3) 当財団と取引がある金融機関（当該金融機関のグループ企業を含む。）。 2 本件入札日現在において、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けている者であって、入札日において当該免許の効力を有している者（同法第77条第2項の規定により免許を受けた宅地建物取引業者とみなされた者を含む。）であり、入札日から起算して3年前の日以降において、本件業務に類する業務の履行に当たり、宅地建物取引業法に抵触又は違反することにより、処分を受けた者でないこと。 3 本件入札日から起算して3年前の日以降において、次のいずれにも該当する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 神奈川県内又は東京都内において、区分所有建物（居住用を除く。）の売却に係る支援業務（媒介業務を含む。）の実績があること。 (2) 国若しくは法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号別表第1に規定する公共法人又は第2条第6号別表第2に規定する公益法人等が保有する不動産の売却に係る支援業務（媒介業務を含む。）の実績があること。 4 本件業務に関し、業務責任者及び業務従事者を配置した業務執行体制を整備できるとともに、確実に業務が遂行できる者であること。
提出書類	入札者	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札書 2 代表者印の印鑑証明書（発行日から3か月以内） 3 委任状及び受任者の印鑑証明書（受任者の氏名、印鑑で入札、契約する場合）（発行日から3か月以内）
	落札候補者	<p>落札候補者となったときは、次の書面をダウンロードした様式に貼付又は記して提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宅地建物取引業者免許証の写し等 2 履行の実績を証する書面 3 業務執行体制を記した書面
仕様書	電子渡しを行う。当財団ホームページからダウンロードすること。	
質疑及び回答	平成30年2月8日（木）午前10時00分から開催の事前説明会において質問受付及び回答を行う。（事前説明会に参加しなくても入札参加は可能）	
入札及び開札日時	平成30年2月15日（木）午前11時15分（受付 午前11時05分～）	

入札及び開札場所 〔事前説明会開催 場所も同じ〕	公益財団法人横浜企業経営支援財団 大会議室 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター 7階 電話 045(225)3700 (総務部 総務担当)			
支払条件	前払金	しない	部分払	しない
	契約保証金	免除	履行保険	付保しない
注意事項	1 入札にあたっては、入札書を提出すること。 2 本件入札に係る業務の設計及び仕様書を作成した者（当該者が中小企業等協同組合の場合は、当該組合の組合員も含む。）は入札に参加することはできない。 3 中小企業等協同組合が参加するときは、組合員名簿を入札書に同封すること。			
事前説明会開催及び発注の担当	総務部 施設経営担当 電話 045(225)3710			
契約事務担当	同上			
その他	1 本件入札に関する費用は、応募者負担とし、提出された書類については返却しない。 2 本件の委託料は、委託業務を実施した結果、売却検討物件が生じ、当該物件の売却が成約した場合に限り、成功報酬として、売却価格に落札料率を乗じて得た額に、100分の108を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を支払う。			